

介護医療院 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

施設名 医療法人財団緑秀会田無病院 介護医療院

所在地 東京都西東京市緑町 3 丁目 6 番 1 号

電 話 042-461-2682 (代) 「中央 3 階」
「南棟 2 階」

(2) — 1. 施設の目的と運営方針

当田無病院介護医療院は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活を営むことができるようにし、1 日も早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

更に、家庭復帰における療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

— 2. 受け入れに関する方針

当田無病院介護医療院の受け入れにあたっては、医師・看護師長・相談員等、他職種による入所判定をもとに適切に判断し、入所・ショートステイの受け入れを行うこととします。

(3) 施設の職員体制

職 種	員数	業 務 内 容
医師	2 名	医学管理
薬剤師	常勤換算 0.3 名	薬剤管理
看護職員	常勤換算 9 名	利用者の管理
介護職員	常勤換算 13 名	利用者の介護
介護支援専門員	1 名	ケアプラン (施設サービス計画)
社会福祉士	1 名	各種相談
理学療法士	2 名	理学療法
言語聴覚士	2 名	言語聴覚療法
作業療法士	2 名	作業療法
管理栄養士	1 名	栄養管理
事務職員	2 名	医療事務・一般事務
その他	10 名	クランク・ハウスキーピング等

(4) 施設の設備概要

- ① 施設の定員（田無病院介護医療院入所定員） 50 名
- ② 療養室
 - 「中央 3 階療養室」 1 人室(19 室)、 2 人室 (1 室)、 4 人室(2 室)
 - 「南棟 2 階療養室」 1 人室(1 室)、 2 人室 (4 室)、 3 人室(4 室)
- ③ 談話室
- ④ 食堂
- ⑤ 浴室（介助浴槽）
- ⑥ リハビリテーション室(機能訓練室)
- ⑦ その他（売店のご利用も可）

2. 提供するサービスの内容

(1) 当施設の提供するサービスの内容は、以下の通りとなっております。

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食 事 朝食・昼食・夕食
- ③ 入 浴 介助浴槽にて、介助を要する利用者にも対応しております。
- ④ 医学的管理・看護 当介護医療院は、要介護者を対象としていますが、
医師・看護職員等が常勤していますので、利用者の状態に照らして、適切な医療・看護を行います。
- ⑤ 介 護 着替、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護を行います。
- ⑥ 機能訓練 主治医の指示に基づき、理学療法・言語療法・作業療法・摂食機能訓練を行っています。
- ⑦ 相談サービス 当施設では相談員が利用者の様々なご相談・ご要望に応じておりますので、お気軽にお申し出下さい。
- ⑧ レクリエーション 季節に応じて、楽しい行事を行っています。
- ⑨ 短期入所療養介護の送迎 ショートステイの送迎体制についてはご相談下さい。
(但し、西東京市内・東久留米市内のみ実施)

3. 利用料金・支払方法

利用料金：別紙の通り

支払方法：施設の利用料は、月末 1 回、月締めで請求書を発行いたします。発行後概ね 5 日以内に、「入院受付窓口」でお支払ください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 入所生活について

- ① 貴重品や多額の現金等、又療養上必要な日常生活用品以外の電気製品、音響製品、家具類、ペット類等の持ち込みはご遠慮下さい。
尚、利用者の持ち込まれる所持品につきましては、当施設は一切の管理責任を負えませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 療養室・廊下は禁煙となっています。
又、施設内での火気の使用、危険物の持ち込みは禁止します。
- ③ テレビは各療養室にあります(有料)
ご利用の際、必要に応じてイヤホンを使用させていただきます。
- ④ 携帯電話の持ち込みは原則としてできません。
- ⑤ 消灯時間は、21時です。

(2) お食事について

- ① 食事時間は、朝 8時、 昼 12時、 夕 18時です。
- ② 特別なお食事(治療食)の方もおられますので、療養室での食べ物のやり取りはご遠慮ください。

(3) 面会について

- ① ご面会の方は、必ず病棟の看護師又は介護職員にお申し出下さい。
(診療行為を行っている場合は、ご遠慮願うことがあります)
- ② ご面会時に、所定の「面会名簿」にご記入の上、面会バッジ着用でご面会ください。
面会時間は、原則として 13時～20時です。
- ③ 時間外でのご面会を希望される場合は、ご相談ください。
- ④ ご面会時は他の利用者のご迷惑にならないようご留意・ご配慮願います。
- ⑤ ご面会は少人数でおこしてください。
尚、小さいお子様連れは事故や感染防止の為、出来るだけご遠慮ください。
- ⑥ ご面会の方の病室での飲食はご遠慮ください。

(4) 外出・外泊について

- ① 利用者の外出・外泊は、医師の許可が必要です。
- ② ご希望の方は所定の許可書がありますので、看護師にお申し出下さい。

(5) 身体の拘束等

- ① 当施設は、サービスの提供にあたり、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ないと医師が判断した場合は、医師の指示のもとに身体的拘束、その他利用者の行動を制限させていただくことがあります。
その場合担当医がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(6) 要望又は苦情等の申出

- ① 当施設が提供するサービスについて、要望及び、苦情等がございましたら下記窓口職員までお申し出ください。
看護師長 介護支援専門員 社会福祉士
東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導係 03-6238-0177
西東京市役所健康福祉部高齢者支援課認定相談係 042-439-4425
- ② 当施設内設置の「ご意見箱」は積極的にご活用下さい。

(7) その他

- ① 施設内での利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等は一切禁止します。
- ② 利用者の安全確保のために、防犯・防災上のご協力をお願いすることがあります。
- ③ 尚、この説明書の記載内容に変更が生じる場合は、書面にてお知らせ致します。

5. 緊急時の対応方法

- ① 利用者の容体に変化等があった場合は、必要な処置を講ずる他、利用者保護者又は保証人の方に、速やかに連絡いたします。
- ② 個人情報については個人情報保護法を遵守します。

6. 事故発生時の対応

- ① 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ② 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を事実に沿って記録すること。
- ③ 医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

7. その他運営に関する事項

(1) 褥瘡対策チームの設置

褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制。

- 1) 専任担当者（看護師）
医師
看護師
介護士
栄養士
- 2) 褥瘡対策のための指針を整備する。
- 3) 褥瘡対策に関する施設内職員継続教育の実施。

(2) 継続判定会議の開催

当施設では、すべての利用者を対象に、入所から半年ごとに継続判定会議を開催しております。

継続判定会議では、医師・看護師長・相談員等、各職種の意見をもとに利用者の状況を確認し、施設入所の継続を判定しています。

原則として入所から半年経過により退所指導をおこないません。また身体機能回復による介護度の軽減や認知症等による周辺症状の増大、その他施設生活上支障をきた

す場合、また他利用者・家族・職員への影響などによって、その都度退所指導する場合もございます。予めご了承下さい。

作成日平成 12 年 4 月 1 日

最終改定日令和 7 年 4 月 1 日

